JAPAN ASSOCIATION OF CHARITABLE ORGANIZATIONS
公益財団法人 公益法人協会

Sector Review 2

公益法人の運営等に関するアンケート結果の概要

― 制度改正 2 年目の現場から ―

2026 年 9 月 28 日

1．調査の概要

2025 年 4 月施行の公益法人制度改正から 1 年余が経過した。改正は、①「中期的収支均衡」の導入、公益充実資金の創設、遊休財産の「使途不特定財産」への改称といった財務規律の柔軟化、②変更届出への移行や申請様式の簡素化、③外部理事・外部監事の選任義務化、④令和 6 年会計基準への移行と定期提出書類の再編という、広範な内容にわたるものであった。

当協会は、制度改正施行直後の 2025 年調査に続き、2026 年 8 月 3 日から 9 月 10 日にかけて公益社団・財団法人を対象にウェブアンケートを実施し、有効回答 1,370 件（回答率 22.7%）を得た。前回が改正前後の期待と戸惑いを捉えたものとすれば、今回は 1 年間の運用を経た結果である。設問を改めた項目も多く、厳密な時系列比較には限界があるが、比較可能な設問には前回値を併記した。

表 1　回答法人の内訳

区分	法人数	構成比	区分	法人数	構成比
公益社団法人	652	47.6%	1 千万円未満	118	8.6%
公益財団法人	718	52.4%	1 千万円以上 3 千万円未満	207	15.1%
内閣府所管	389	28.4%	3 千万円以上 1 億円未満	395	28.8%
都道府県所管	981	71.6%	1 億円以上 5 億円未満	447	32.6%
認定法上の収益事業を実施	463	33.8%	5 億円以上 10 億円未満	106	7.7%
認定法上の収益事業は未実施	907	66.2%	10 億円以上	97	7.1%

注：左列の上段は法人の別、中段は行政庁別、下段は収益事業の有無別。右列は 2025 年度の総収入（経常収益）の規模別内訳。構成比は有効回答 1,370 件に占める割合。「認定法上の収益事業を実施」463 件のうち、本文第 8 節で扱う繰入状況の設問に回答したのは 445 件である。

2．制度改正の総合評価

現在は、制度改正後 3 年間の経過措置期間中である。制度改正全体に対する総合評価は、「どちらともいえない」が 52.0%、「全体像を把握できていない」が 23.4%で、両者を合わせると 75.4%になる（図 1）。およそ 4 法人に 3 法人が、現時点では評価を保留しているか、評価の前提となる全体像の把握が途上にある。制度に対する評価は、まだ定まっていない段階にあるといえる。

明確な評価を示した法人は 22.3%で、内訳は「評価できる」7.7%、「評価できない」14.6%である。前回調査（それぞれ 12.5%、5.5%）と比べると「評価できない」が増えており、運用が始まったことで具体的な課題を意識する法人が出てきたことがうかがえる。ただし、評価を保留・把握途上とする層が大勢を占める構図は、前回（81.2%）から大きくは変わっていない。

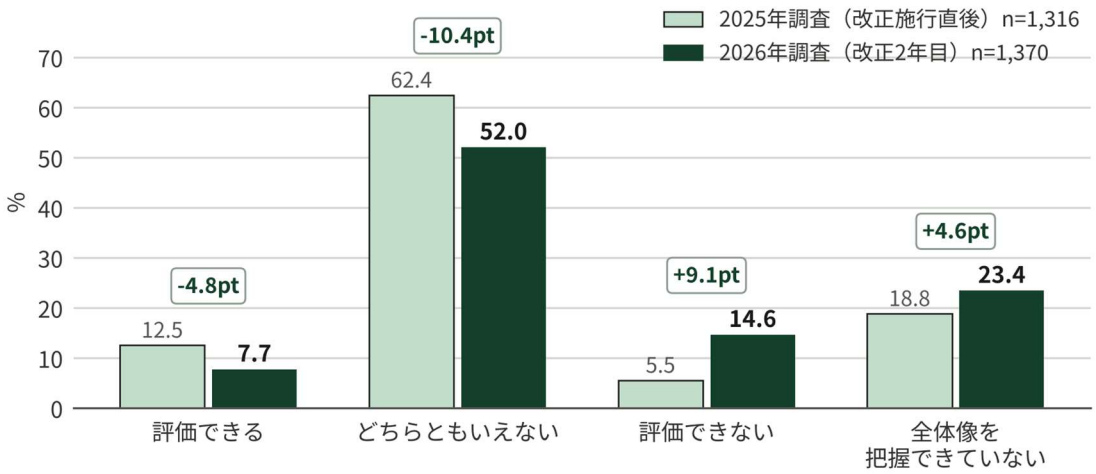


図 1　公益法人制度改正全体に対する総合評価（2025 年→2026 年）

また、「全体像を把握できていない」は 18.8%から 23.4%へ増加している。制度の周知と理解の促進は、引き続き大きな課題である。

属性別に見ると（表 2）、「全体像を把握できていない」は小規模法人ほど高く（1 億円未満 27.8%、5 億円以上 14.3%）、都道府県所管（25.2%）が内閣府所管（19.0%）を上回る。「評価できない」は 13.6%〜18.2%と規模による差は比較的小さい。いずれの属性でも「どちらともいえない」が 5 割前後を占めており、評価が定まらない状況は規模や所管を問わず共通している。

表 2　制度改正の総合評価（属性別クロス集計、%）

属性	n	評価できる	どちらともいえない	評価できない	全体像を把握できていない
全体	1,370	7.7	52.0	14.6	23.4
1 億円未満	720	8.1	47.9	14.2	27.8
1 億円以上 5 億円未満	447	6.9	57.0	13.6	20.6
5 億円以上	203	8.4	55.7	18.2	14.3
内閣府所管	389	10.3	52.2	15.4	19.0
都道府県所管	981	6.7	52.0	14.3	25.2
公益社団法人	652	6.7	51.4	13.3	26.8
公益財団法人	718	8.6	52.6	15.7	20.3

注：「その他」（全体 2.2%）を除いているため、各行の合計は 100%にならない。

3．各制度への対応状況

主な制度について、実際に活用した法人と、まだ理解や検討の段階にある法人の割合を並べたのが図 2 である。

最も対照的なのは「公益充実資金」で、新規積立は 6.5%である一方、48.8%が「内容を検討中で、まだ活用に至っていない」と答えた。「申請書の新様式」は切替えが 9.6%で、36.3%が「趣旨が理解できない」と回答しており、まだ検討の段階にある。「機動的な事業運営」の活用は 4.2%であった。

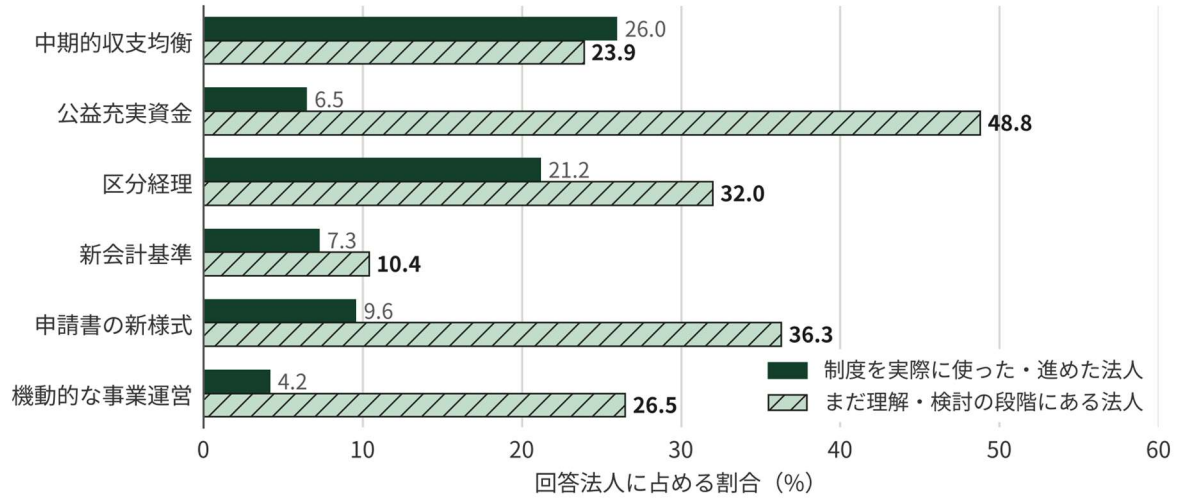


図 2　改正で導入された各制度への対応状況

n=1,370。「公益充実資金」の「使った」は、新規積立を開始した法人の合計

一方、「中期的収支均衡」は、「単年度の収支に一喜一憂することが減り、心理的な負担が軽減された」と回答した法人（26.0%）が、「制度の内容や具体的な計算方法について、まだ十分に習熟できていない」と回答した法人（23.9%）をやや上回っており、改正の柱の中では最も現場に浸透しているとみられる。「区分経理」も導入・運用開始が 21.2%に達した。

収入規模別に見ると差はさらに明確である（表 3）。公益充実資金の新規積立は小規模 4.4%対大規模 12.8%、区分経理の導入は小規模 17.9%対大規模 31.5%と、いずれも規模が大きいほど高い。逆に、理解や検討の段階にある回答は、いずれの制度でも小規模法人が最も多い。

表 3　主な制度への対応状況（収入規模別クロス集計、%）

制度と回答	全体	1 億円未満	1〜5 億円	5 億円以上
中期的収支均衡：心理的な負担が軽減された	26.0	22.5	28.9	32.0
中期的収支均衡：計算方法にまだ未習熟	23.9	25.7	23.9	17.2
公益充実資金：新たな積立を開始した	6.5	4.4	6.9	12.8
公益充実資金：内容を検討中で未活用	48.8	54.9	46.3	33.0
区分経理：すでに導入・運用を開始	21.2	17.9	21.9	31.5
区分経理：実務要件が未整理で検討が遅れ	32.0	36.0	30.9	20.2
申請書の新様式：そもそも趣旨が理解できない	36.3	41.0	29.5	34.5
機動的な事業運営：自法人への適用判断が困難	26.5	27.8	25.1	25.1

注：n＝1 億円未満 720、1〜5 億円 447、5 億円以上 203。公益充実資金の「新たな積立を開始した」は、旧制度からの移行以外に新規の積立を開始した 2 つの選択肢の合計。

4．改正項目の評価 ― 有益と感じる分野、負担と感じる分野

「最も有益だ」と感じる分野は「財務規律の柔軟化・明確化」が 38.0%で首位を保った。他方、「対応が難しい・負担が大きい」と感じる分野では、「会計基準の改正対応」が 50.1%から 64.2%へ増加した（図 3）。「財務規律の柔軟化・明確化」も 15.2%から 21.5%へ上昇しており、財務規律は有益であると同時に運用が難しい分野でもある。逆に「ガバナンスと透明性の向上」は 20.3%から 15.3%へ低下しており、外部役員の選任義務化への対応が一巡したことがうかがえる。

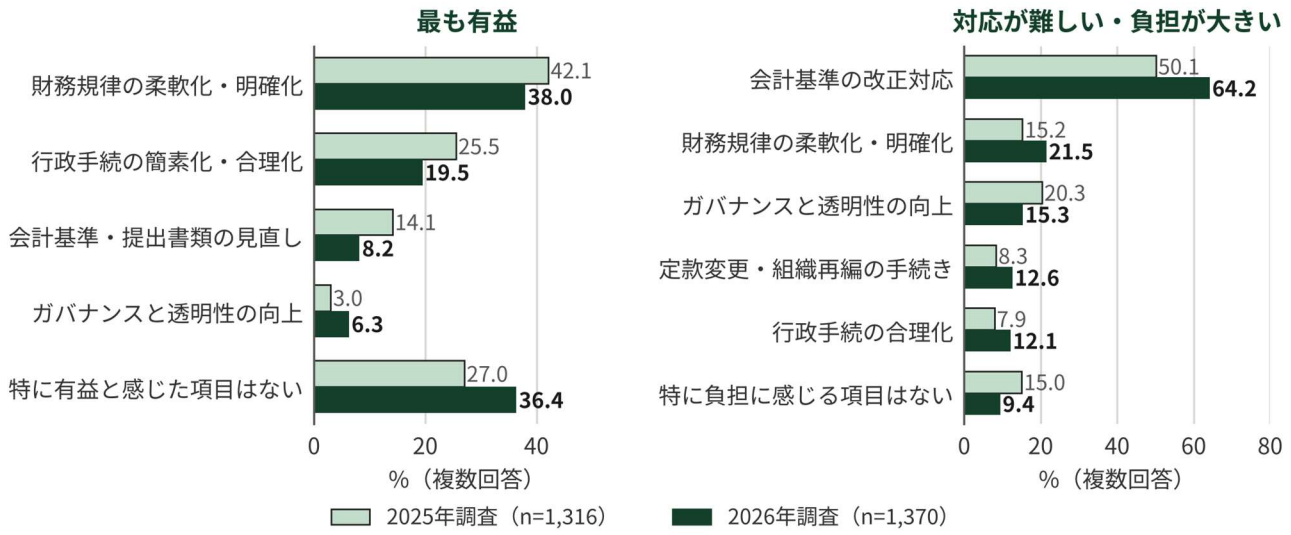


図 3　改正項目のうち「最も有益」と感じる分野と「対応が難しい・負担が大きい」分野

5．新会計基準への対応

負担が集中する会計基準への対応を詳しく見る。令和 6 年会計基準への移行時期は「令和 9 年度中」が 29.9%で最多、「検討中だが時期は未定」22.6%、「経過措置を使わず令和 10 年度から」16.6%と続く。移行完了は 7.3%、「改正内容を把握できていない」も 10.4%あった。

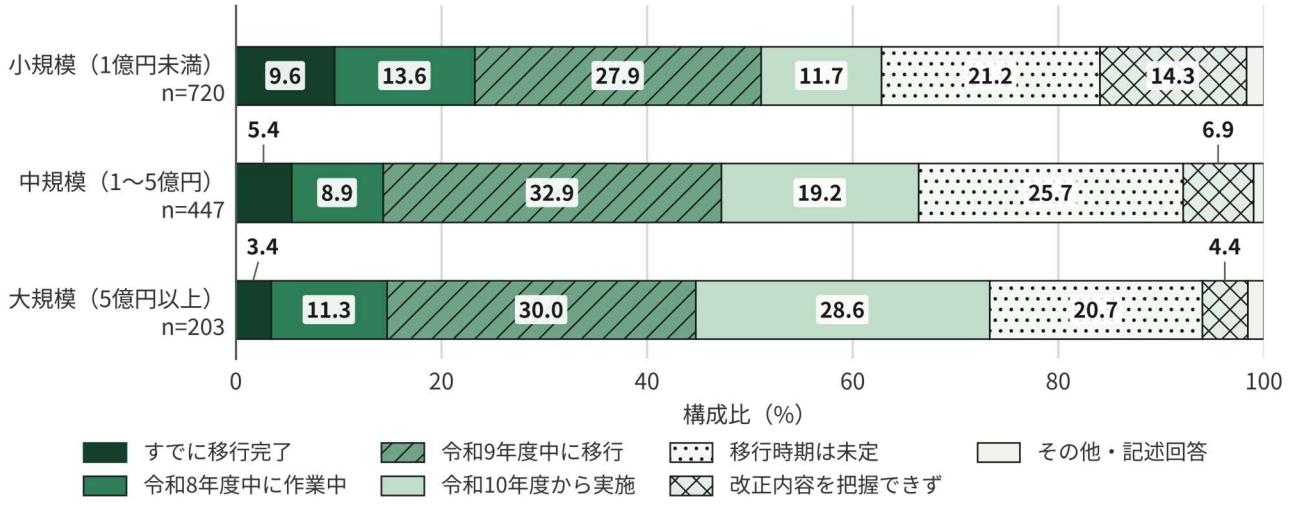


図 4　令和 6 年会計基準への移行時期（収入規模別）

規模別に見ると対応は対照的である（図 4）。移行完了は 1 億円未満で 9.6%と最も高く、5 億円以上では 3.4%である。逆に「令和 10 年度から実施」は大規模 28.6%対小規模 11.7%であった。ただし、小規模法人が一様に先行しているわけではない。「改正内容を把握できていない」は小規模 14.3%対大規模 4.4%で、移行時期未定を合わせた未確定層は小規模 35.6%、大規模 25.1%である。小規模法人は、早期に移行を終えた層と内容を把握していない層とに二分されている。

負担を感じる点も、規模によって中身が異なる（図 5）。「注記・附属明細書の作成負担」は小規模 41.1%対大規模 61.6%、「会計システムの改修や科目の組み替え」は小規模 27.9%対大規模 50.2%と、規模が大きいほど高い。ところが「新しい様式の解釈が難しい」だけは小規模 46.1%対大規模 37.4%と逆転する。大規模法人の負担が主に作業量にあるのに対し、小規模法人の負担は様式の理解そのものにある。「経理担当者の不足」は規模を問わず約 48%に達し、「順調に対応できている」は 6.4%であった。

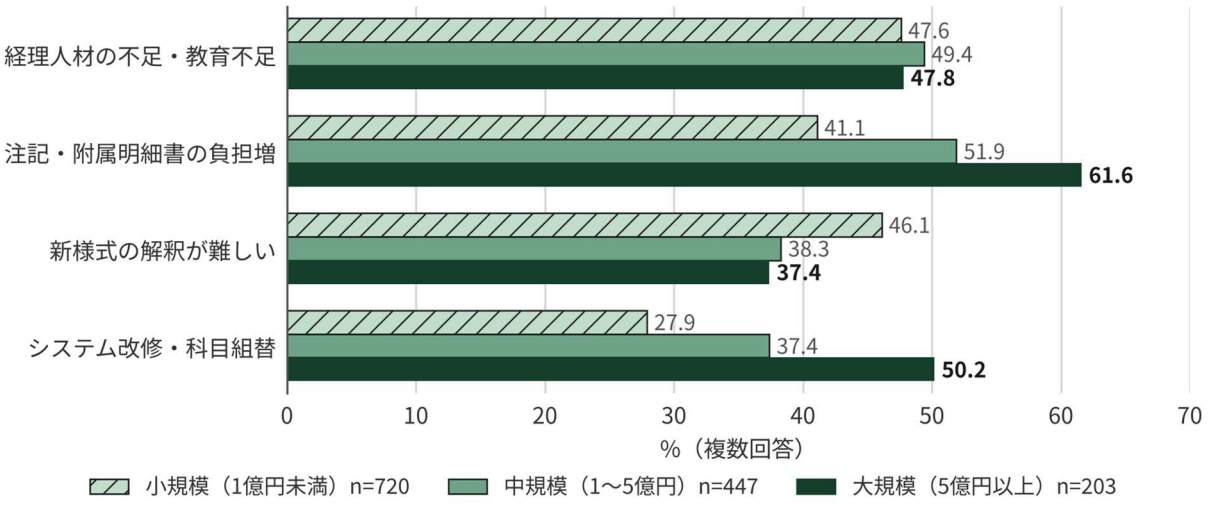


図 5　新会計基準の導入で負担を感じる点（収入規模別）

定期提出書類では、負担が大きかった書類として事業報告時の「財務に関する数値及びその計算の明細」37.4%、事業計画時の「公益目的事業の種類及び内容等」31.4%、「事業報告及びその附属明細書」27.2%が挙がり、「特になし」は 1.5%であった（図 6）。

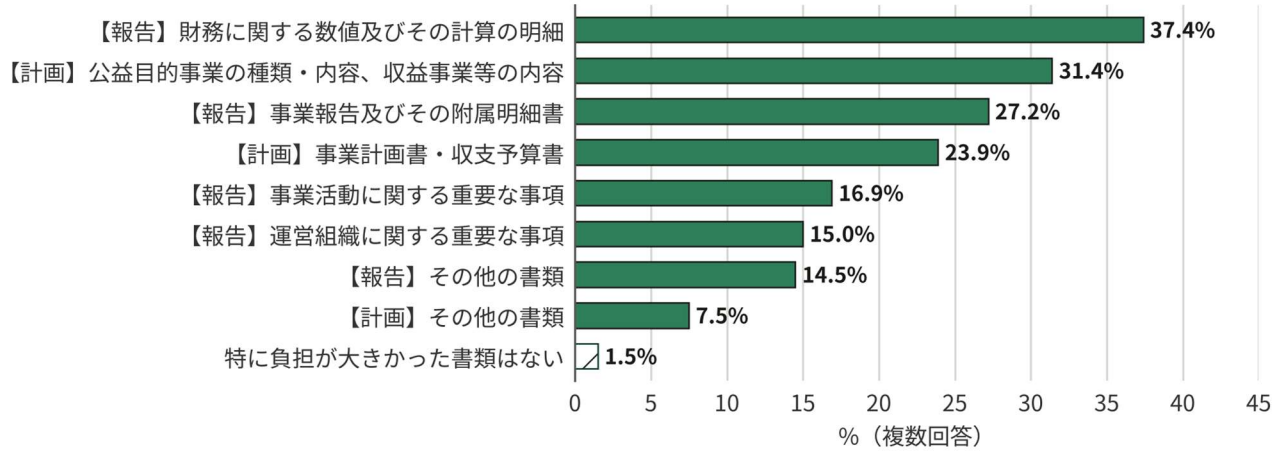


図 6　定期提出書類の作成にあたり実務上負担が大きかった書類

【報告】は事業報告時、【計画】は事業計画時に提出する書類。複数回答のため合計は 100%を超える。「その他」6.8%は掲載を省略した。

6．行政手続

変更手続の届出化については、「変更届出は未実施」41.8%、「未検討のためわからない」40.6%と、8 割を超える法人が改正の効果を評価できる段階にない（図 7）。「新制度を活用して届出を行った」は 9.9%であった。「行政庁によって運用や判断基準にバラつきがある」も 4.1%あり、都道府県所管 4.9%が内閣府所管 2.1%を上回った。

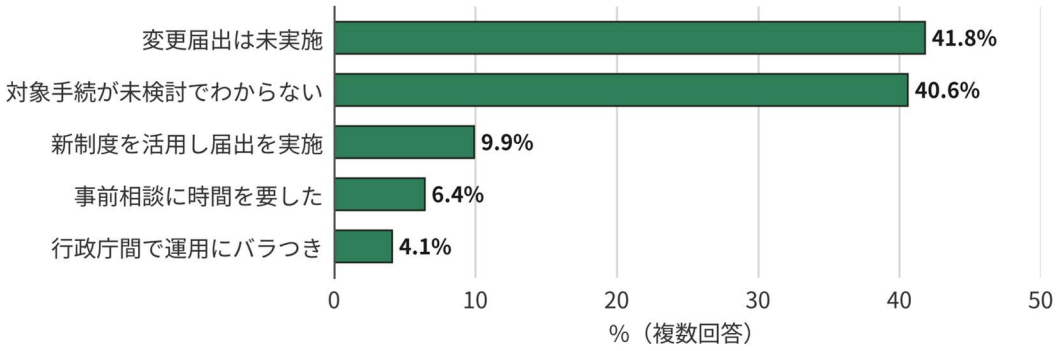


図 7　変更手続の届出化による変化（n=1,370）

7．ガバナンスをめぐる課題

新体制での運営における負担・課題は、「定款や諸規程の継続的な見直しと運用管理」39.1%、「事業報告におけるガバナンスの記載対応」37.4%、「外部理事・監事の『なり手』の確保」37.2%の 3 項目が拮抗している。「特に負担や課題はない」は 21.7%で、前回の 31.5%から 10 ポイント近く減少した。体制整備から継続的な運用の局面に入り、具体的な課題が意識されるようになったとみられる。

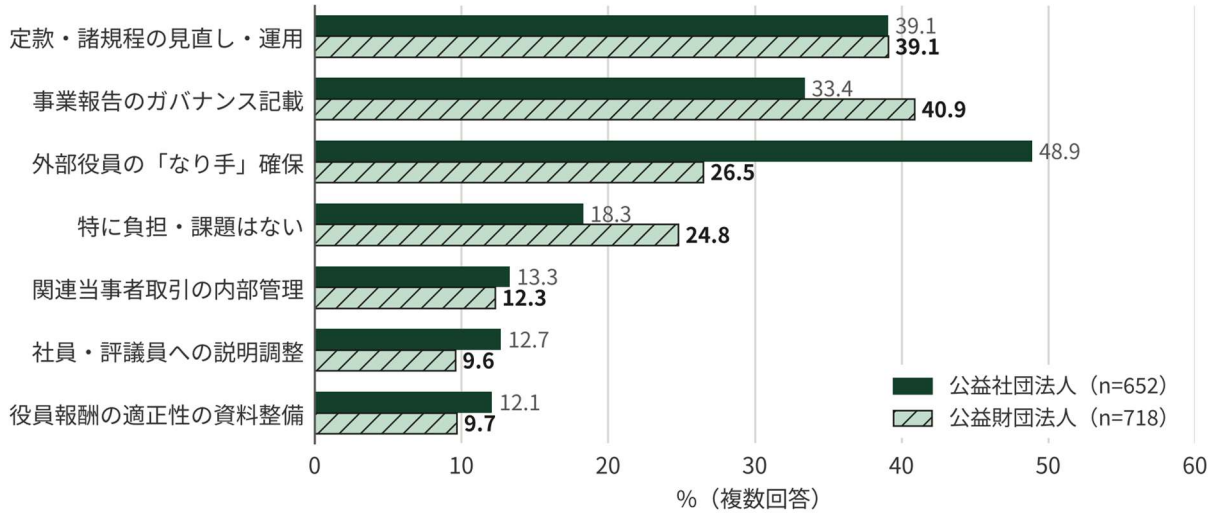


図 8　新体制での運営において負担・課題と感じていること（法人種別）

外部役員の「なり手」確保では社団と財団で 22.4 ポイントの差

法人種別で見ると内訳は大きく異なる（図 8）。「外部役員の『なり手』の確保」は公益社団法人 48.9%に対し公益財団法人 26.5%と 22.4 ポイントの差があり、社団のほぼ半数が人材確保を課題としている。「外部理事等の確保・維持が難しい」も社団 23.6%対財団 9.3%であった。評議員会を持つ財団に比べ、社員総会による選任を要する社団のほうが候補者の確保に制約が大きい構図がうかがえる。

8．公益法人であることの評価と、税制をめぐる声

公益法人になって良かった点は「社会的な信用が一般法人よりも高い」が 76.4%で群を抜き、「公益目的事業が非課税」56.4%が続く（図 9）。税制上の優遇よりも社会的信用が価値の中心に置かれる点は例年と変わらない。「特になし」は 5.4%だが、小規模 7.1%、大規模 2.5%と差がある。

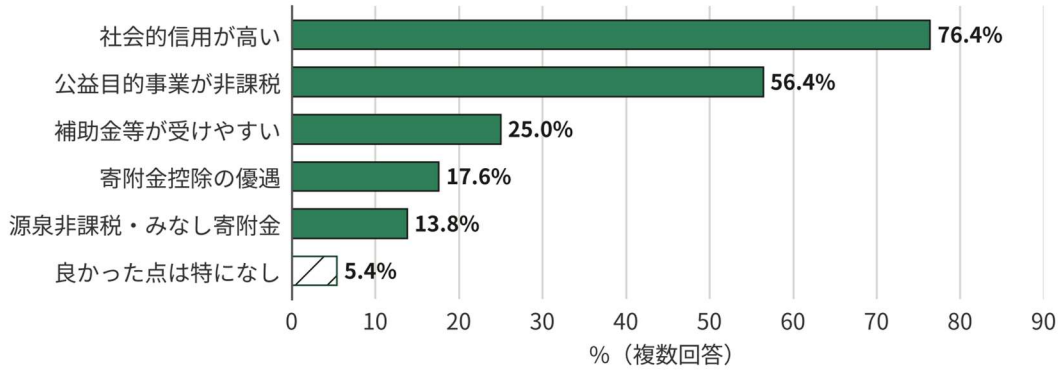


図 9　公益法人になって良かった点（n=1,370）

課題と感じる点では「定期提出書類の作成・提出の事務負担」が 70.1%と突出し、「法制度やガイドラインの解釈・対応が難しい」49.3%が続く（図 10）。それでも、法人格を再度選択できるとしたら「やはり公益法人」が 81.8%、「一般法人」は 14.3%であった。「一般法人」を選ぶのは小規模 16.5%、大規模 8.4%である。

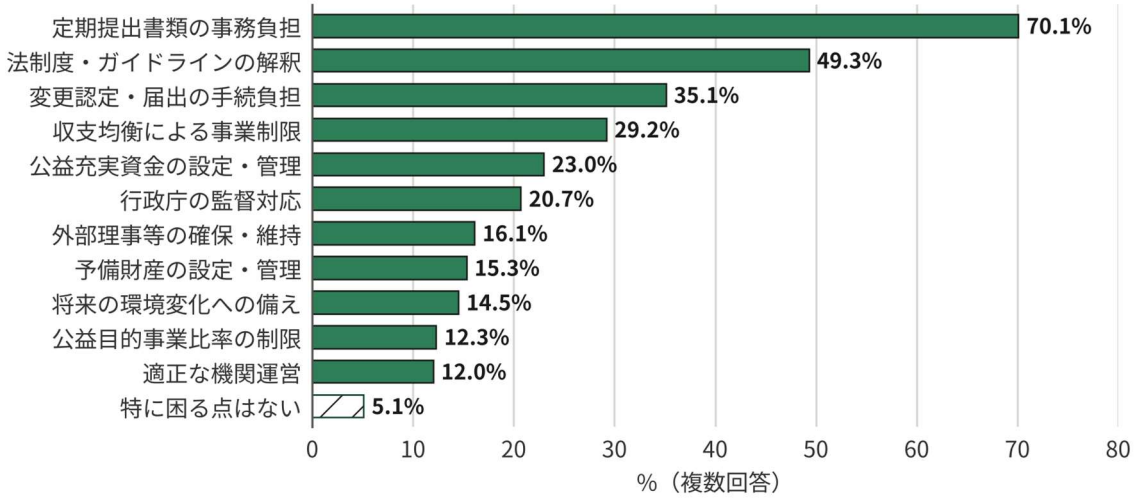


図 10　公益法人として課題と感じる点（n=1,370）

寄附税制の入口である税額控除証明については、「取得済み（準備中を含む）」26.5%、「知っているが取得していない」38.8%、「制度自体を知らない」30.9%であった（表 4）。取得済みは小規模法人 31.8%が大規模法人 17.7%を上回り、規模が小さいほど高い。個人寄附を主な財源とする小規模法人ほど制度を必要としているためであろう。

表 4　税額控除証明の取得状況（属性別クロス集計、%）

属性	n	取得済み（準備中含む）	知っているが取得していない	制度自体を知らない
全体	1,370	26.5	38.8	30.9
1 億円未満	720	31.8	32.8	31.9
1 億円以上 5 億円未満	447	21.9	43.8	31.3
5 億円以上	203	17.7	48.8	26.6
内閣府所管	389	30.3	46.5	20.6
都道府県所管	981	25.0	35.7	35.1

注：「その他」（全体 3.8%）を除いているため、各行の合計は 100%にならない。

税制で希望する事項の自由記述（実質的な記述 154 件）を分類すると、インボイス制度に関するものが 44.2%と最も多く、経過措置の延長・恒久化を求める声が大半を占める（図 11）。次いで消費税全般 26.6%、寄附税制 17.5%、地方税の減免 16.2%であった。

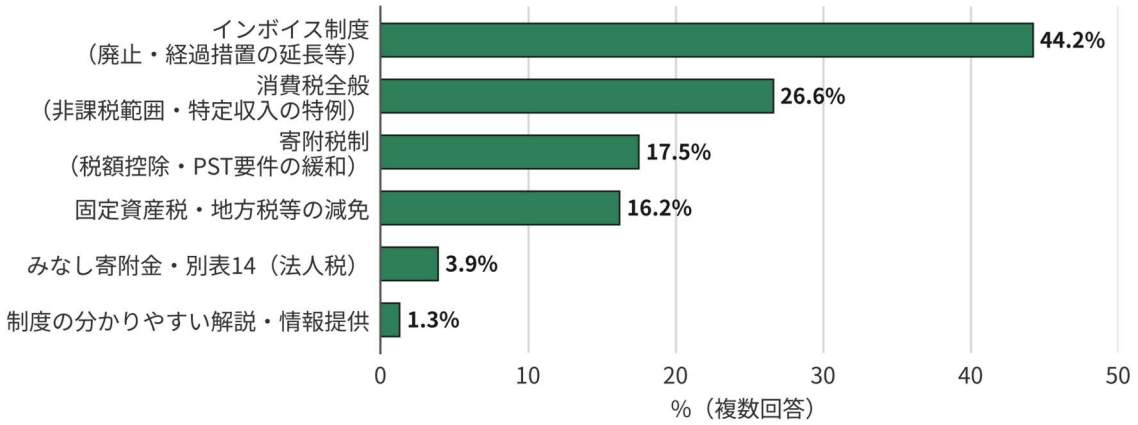


図 11　税制で希望する事項の内訳

実質的な記述 154 件（237 件）に占める割合

なお今回、みなし寄附金の損金算入をめぐる新たな論点が把握された。収益事業等を実施する 445 件のうち、資金不足等により利益の 50%を「超えて」公益目的事業に繰り入れている法人が 107 件（24.0%）ある。この点について、法人税申告の「別表 14」の計算式により繰入額全額を損金算入できず予期せぬ課税所得が生じているかを尋ねたところ（回答 134 件）、61.9%が「まだ試算しておらず影響がわからない」と答えた。一方、19.4%は「既に発生し対応に苦慮している」、9.7%が「発生する懸念が極めて高い」とし、5.2%は課税を避けるため「50%ちょうどの繰入れを選択した」。繰入れを促す趣旨の制度が、繰入額の判断に影響している可能性がある。また、6 割超がまだ試算できていないことから、今後、影響がより明らかになる可能性がある。

9．現場が求めている支援

追加のガイダンスや事例紹介が必要と感じる分野は、「新会計基準の勘定科目の振り分けや注記の記載例」が 60.2%で最も多く、「中期的収支均衡や公益充実資金の積立・取崩基準の事例」43.1%、「軽微な変更届出の判断境界」31.2%と続く（図 12）。

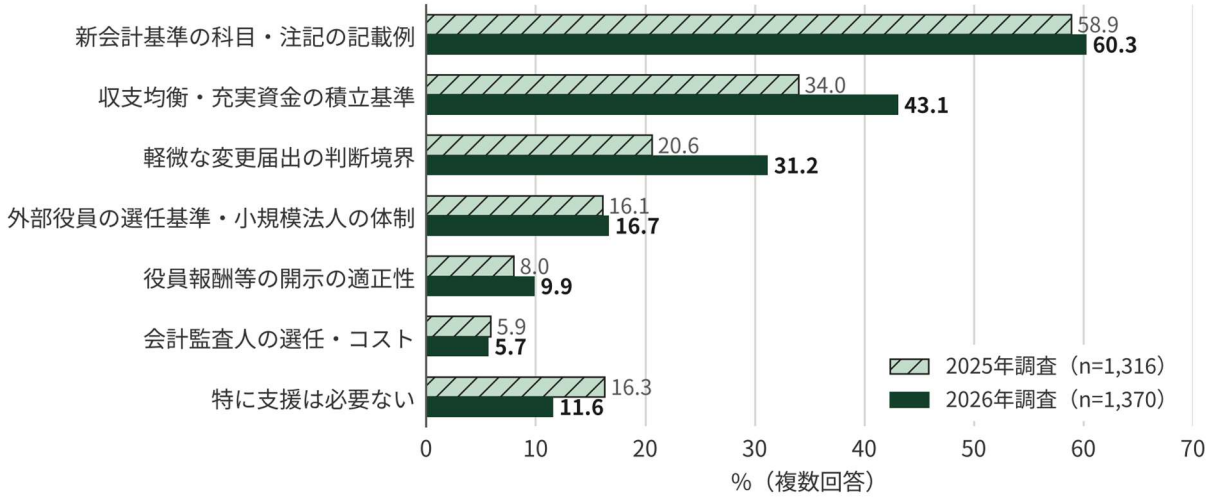


図 12　追加ガイダンス・事例紹介が必要と感じる分野（2025 年→2026 年）

支援ニーズはほぼ全分野で増加。「特に支援は必要ない」は 16.3%→11.6%に減少

前回と比べ支援ニーズはほぼ全分野で増加し、とりわけ財務規律の運用（34.0%→43.1%）と変更届出の判断（20.6%→31.2%）の伸びが大きい。「特に支援は必要ない」は 16.3%から 11.6%へ減少した。1 年

間の運用を経て、法人はより多くの、より具体的な支援を求めるようになったといえる。自由記述でも、実質的な記述 470 件のうち 26.6%が定期提出書類・事務手続の簡素化を求めている。

なお、2026 年 4 月施行の改正公益信託制度については「現時点では関心がない」が 66.6%、「内容を十分に理解できていない」が 24.7%を占めた。もっとも、関心を示した 98 法人に受託事務を尋ねると、「テーマや対象を限定した助成・奨学金基金の管理・運営」40.8%、「既存ノウハウを活かした公募・選考実務の受託」31.6%と具体的で、助成・奨学事業の体制を持つ法人がその延長線上に公益信託を位置づけていることがわかる。

10. さいごに

本調査は、施行から約 1 年半が経過し、法人が制度を具体的に運用する局面に入った時点で、公益法人 1,370 法人から寄せられた回答に基づくものである。今後の政策課題を考える手がかりとなれば幸いである。結果は次の 4 点に整理できる。

第一に、制度改正の評価は、なお保留・把握途上の段階にある。「どちらともいえない」52.0%と「全体像を把握できていない」23.4%を合わせると 75.4%を占める。明確な評価を示した法人のなかでは「評価できない」（14.6%）が「評価できる」（7.7%）を上回り、前回から増えている。経過措置期間の運用を経て評価がどう定まっていくか、引き続き注視が必要である。

第二に、改正で導入された制度の多くは、活用に向けた検討の段階にある。公益充実資金の新規積立は 6.5%、新様式への切替えは 9.6%、機動的な事業運営の活用は 4.2%で、多くの法人が趣旨の理解や自法人への当てはめを進めているところである。

第三に、負担の中身は法人の規模と種別によって明確に異なる。会計基準では、大規模法人の負担が主に作業量にあるのに対し、小規模法人では様式の解釈そのものが壁になっている。ガバナンスでは、外部役員の確保という課題が社団に集中する。

第四に、制度に関する情報は、都道府県所管法人と小規模法人に届きにくい。「全体像を把握できていない」は内閣府所管 19.0%対都道府県所管 25.2%、1 億円未満 27.8%対 5 億円以上 14.3%、税額控除証明を「知らない」は内閣府所管 20.6%対都道府県所管 35.1%と、いずれも差が大きい。

一方で、法人格を再度選択できるとしても 81.8%が「やはり公益法人」を選び、76.4%が社会的信用を利点に挙げている。公益法人制度への信頼は引き続き厚い。だからこそ、支援は制度を「知らせる」段階から「使えるようにする」段階へ軸足を移す必要がある。当協会としても、相談機能の充実、現場の声に基づく政策提言を通じて、その一翼を担っていきたい。